令和８年度第６回　府中市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年９月２５日(金)午前９時３０分から午前１１時１０分

２．開催場所　府中市役所　３階　302・303会議室

３．出席委員　９人

１番　秋山　剛	２番　古城達成	３番　竹内茂樹
４番　野津田はるみ	５番　坂永年弘	７番　上岡稔弘
８番　小森山仁司	９番　藤江真二	11番　田中智文

推３番　藤岡順明	推４番　藤村直温	推５番　向田定男
推６番　横山寿人	推７番　田渕　渉	推８番　中土貴仁
推10番　宮本敬司	推11番　石口　薫	推12番　吉川甲一

４．欠席委員　６番　瀬尾　毅　　10番　木戸安江

５．傍聴人　　なし

６．議事日程

第１　開会あいさつ
第２　議事録署名人の指名
第３　協議事項
議案第16号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第17号　農業振興地域整備計画のうち農用利用計画の変更について
議案第18号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第19号　非農地証明交付申請について
議案第20号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第４　報告事項
報告第９号　農地法第５条の規定による届出について
報告第10号　取消願いについて
第５　その他
（１）１０月の総会の日程について

７．農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長　田原　慎吾
農地係係長　　皿海　真二
農地係主事　　上藤　匠馬

８．会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和８年度第６回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は、６番　瀬尾委員、10 番　木戸委員の２名です。定数に達しておりますので、令和８年度第６回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】それでは、日程第２　議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、７番 上岡委員、８番 小森山委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】それでは、日程第３ 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第 16 号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤)】(議案第 16 号を説明)

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号１を石口委員お願いします。

【推 11 番　石口委員】９月 15 日に小森山委員、事務局、行政書士の５名で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で耕作管理が困難となっていたところ、該当地の隣接地に居住している譲受人から耕作をしたいとの話があり、譲渡されるとのことです。管理も容易であることから問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号２を濱保委員ですが欠席のため、原稿を預かっている事務局より説明をお願いします。

【事務局（上藤)】９月 18 日に藤江委員、譲渡人、譲受人の４名で現地確認を行いました。現地は、県道矢多田阿字線と国道 432 号の交差点から南東へ約 200ｍに位置しています。

この農地は圃場整備された水田で、譲渡人及び譲受人含む４名の分割所有地であり、長らく当地の農業法人が借用耕作されています。譲渡人は農業後継者もおらず、自身で耕作することも困難であることから、法人の会員である譲受人に譲渡し、引き続き耕作をしてもらう意向です。問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 16 号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 16 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 17 号　農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更についてですが、除外の案件については、担当委員の補足説明をお願いします。編入の案件については、事務局からの説明のみとさせていただきます。

それでは、事務局から説明してください。

【事務局（上藤)】（議案第 17 号説明）

【議長】それでは、農用地区域からの除外について担当委員の補足説明をお願いします。番号１から番号４を坂永委員お願いします。

【農５番　坂永委員】９月 24 日に濱保委員、行政書士、譲受人、事務局の５名で現地確認を行いました。現地は、県道三原東城線の福山地区消防組合府中消防署小塚出張所から南に約 800ｍに位置しています。

該当地は、譲渡人及び譲受人の口約束で、令和６年５月頃から駐車場として利用され、中を横断する里道の廃止手続きも既に完了している状態でした。手続きをする前に用途を変え使用されていることに関しては、知らなかったこととはいえ大変反省をされておりました。周辺に農地はなく支障はないものと考えます。農用地区域からの除外が完了した後、所有権移転の手続きをされる予定です。以上です。

【議長】続いて、番号５を藤村委員お願いします。

【推４番　藤村委員】９月 15 日に上岡委員、申請者の３名で現地確認を行いました。該当地は、墓地とするためにこの度申請をされました。転用予定地は、耕作地の全体の隅部にあたり、周辺の農地への影響も発生しないと思われます。

また、必要最小限での分筆も既にされていることから、農用地区域からの除外後の、転用をする際にも問題はないと思われます。

【議長】続いて、番号６から番号 15 を田渕委員お願いします。

【推７番　田渕委員】９月 17 日に竹内委員、申請者、事務局の４名で現地確認を行いました。番号６から番号 14 については、建設資材置き場及び作業ヤードとして利用をするために除外をされる、番号 15 については、墓地とするために除外をされるそうです。どちらについても周辺農地への影響はなく目的は問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 17 号は提案どおり同意することにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 17 号は提案どおり同意します。

【議長】続いて、議案第 18 号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局　（上藤)】（議案第 18 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号１及び番号２を石口委員

お願いします。

【推 11 番　石口委員】９月 15 日に小森山委員、事務局の３名で現地確認を行いました。番号１は、譲渡人が高齢で耕作困難となったところ、譲受人から資材置き場及び駐車場として利用したいとの申し出があり、譲渡されるとのことです。該当地は周囲石垣などの構造もしっかりしており、排水も既存の水路に流れるようになっているため周辺の影響もなく問題ないと思われます。

番号２は、譲渡人が高齢で耕作困難となったところ、譲受人から墓地来場用の駐輪場として利用したいとの申し出があり、譲渡されるとのことです。周辺農地への影響もなく、整地をして使用するとのことです。問題ないと思われます。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 18 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 18 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 19 号　非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤)】（議案第 19 号説明）

【議長】それでは担当委員の補足説明をお願いします。番号１を石口委員お願いします。

【推 11 番　石口委員】９月 15 日に小森山委員、吉川委員、事務局の４名で現地確認を行いました。該当地は、昭和 57 年頃に宅地として購入後、みかんを植樹して庭として利用をされていましたが、この度実家を解体撤去されております。

今後国庫帰属制度を利用するにあたり、現況の様相に地目変更を行うため、この度申請されました。問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 19 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 19 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 20 号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局か

ら説明してください。

【事務局（上藤)】（議案第 20 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号１及び番号２を石口委員お願いします。

【推 11 番　石口委員】９月 15 日に小森山委員、事務局の３名で現地確認を行いました。番号１及び番号２は、それぞれ相続人に話を伺っています。

番号１については、亡き父と共に耕作をしてきたので今後も引き続き、周辺近所の方と協力しながら耕作をしていくとのことでした。

番号２については、水田の場所はまとまっておらず離れているが、軽トラで農機具を運んで耕作をしているそうです。こちらも亡き父と共に耕作をしてきたため、今後も引き続き耕作をされるとのことです。

どちらとも問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 20 号は提案どおり決定することにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第 20 号は提案どおり決定することとします。

【議長】続いて、日程第４　報告事項に入ります。報告第９号から報告第 10 号を一括して、事務局から報告してください。

【事務局（上藤)】（報告第９号から報告第 10 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第５　その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、１０月２６日（月）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は１０月２６日（月）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和８年９月２５日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人